

## 平和元年第4回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和元年8月30日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（13名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
12番	小堀 信 昭 君	13番	小林 和 弘 君
14番	松本 孝 雄 君		

### 2. 欠席議員（1名）

11番	清水 利 一 君
-----	----------

### 3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	深水 滋	書記	北清水 佳代
--------	------	----	--------

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森下 裕	副町長	玉井 喜 廣
教 育 長	中村 正 一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松 正 広	政策推進課長	岡本 隆 司
観光未来 創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮 登志次
環境安全課長	木下 忠 幸	福祉課長	佐野 明 子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永 浩 志
農林水産課長	岸本 晃 浩	パレオ文化課長	藤本 齊
歴史文化課長	永江 寿 夫	教育委員会 事務局 長	三宅 宗 左
監査委員	増井 文 雄		

### 5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 7号 平成30年度若狭町一般会計予算継続費精算の報告について
- 日程第 4 報告第 8号 平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計継

続費精算の報告について

- 日程第 5 報告第 9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第10号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度若狭町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 8 認定第 1号 平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第39号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第40号 工事請負契約の締結について（令和元年度若狭町音声告知放送システム更新事業）
- 日程第12 議案第41号 若狭町印鑑条例の一部改正について
- 日程第13 議案第42号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第43号 若狭町水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第44号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第45号 令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第46号 令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第47号 令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第48号 令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第49号 令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第50号 令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第51号 令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予

- 算（第1号）
- 日程第23 議案第52号 令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第53号 令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第54号 令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第55号 令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第56号 令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

(午前 9時14分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和元年第4回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、平成30年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定のほか、条例の一部改正、令和元年度各会計の補正予算が主なものであります。議員各位には、十分な審議をお願いいたします。

さて、前線の影響で不安定な天候が続いております。稲の刈り取りもおくれており、作柄も心配されるところであります。九州北部では大雨特別警報が発表されるなど、被災地の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、災害に対する危機管理の確認をいま一度お願いを申し上げたいと思います。

朝夕、肌寒く感じる季節になりました。議員各位には、健康に十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、令和元年第4回若狭町議会定例会を開会いたします。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年第4回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、極めてお忙しいところ、御出席を賜り心から厚くお礼申し上げます。

町内では、稲の刈り取りも始まり、秋の気配を感じる季節となりました。

さて、先月、上中中学校損害賠償請求案件につきましては、裁判が終了したところであります。判決内容につきましては、県や町の主張が認められず極めて残念な結果でありましたが、顧問弁護士、福井県とも協議をさせていただきました上で、司法の判断を真摯に受けとめ、現在の学校現場の働き方改革の流れをより一層進め、未来ある子供たちのために、気持ちよく仕事ができる環境を整えることが重要であると判断し、控訴することなく判決を受諾することを決定させていただきました。

なお、本件の判決結果に鑑み、私町長、副町長及び教育長の給料を減額するための条

例の一部改正案について、本議会に上程いたしますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、町では、8月2日に福井県嶺南振興局長要望を、また、20日には福井県知事要望をさせていただきました。

要望の内容につきましては、町の将来を見据えた「第2次若狭町総合計画（まちづくりプラン）」の基本戦略に基づき実施させていただきました。

主な要望の内容につきましては、1つ目は、三方五湖周辺の再生強化に係る支援、2つ目には、鯖街道、熊川エリアの活性化の支援、3つ目は、舞鶴若狭自動車道三方五湖スマートインターチェンジ及び若狭上中インターチェンジのアクセス道路整備、また、4つ目は、県道常神三方線のトンネル化及び防災施設整備促進、5つ目は、若狭舞鶴自動車道の4車線化、6つ目は、河川の改修及びしゅんせつなどとなっております。今後とも県などの支援を賜りながら、これらの事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、町では、8月21日から27日にわたりまして、集落ヒアリングを実施させていただきました。集落の方々と町職員とが直接対話する中でお互いの信頼関係を築き、情報を交換することによって課題を共有し、地域資源の有効活用を図りながら課題解決に向けて、地域と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、9月15日には、丸木舟競争を初め日本農業遺産の認定を受けた、古来から続く伝統漁業である三方湖での手長えび漁体験等の体験型イベントを通し、三方湖のすばらしさと大自然を満喫してもらい、自然豊かな若狭町をPRするイベント「若フェス」を開催いたします。若狭町の魅力を発信する絶好の機会でありますので、たくさんの皆様に御参加をいただき、若狭町を大いに盛り上げてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提案いたします案件は、平成30年度における継続費精算の報告、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告及び決算に基づく資金不足比率の報告、令和元年度若狭町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認、平成30年度一般会計及び特別会計及び各企業会計歳入歳出決算の認定、また、工事請負契約の締結、条例の一部改正、さらに、令和元年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算などの案件をお願いいたしております。

議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（島津秀樹君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番、小林和弘君、14番、松本孝雄君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査令和元年度5月分から7月分までの結果報告書が、お手元に配付のとおり報告をされています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

また、平成30年度各会計の決算審査意見に関する報告を求めするため、増井監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第7号から日程第6 報告第10号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第3、報告第7号「平成30年度若狭町一般会計予算継続費精算の報告について」から日程第6、報告第10号「平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について」までの4件を一括して報告願います。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、報告第7号から報告第10号までにつきまして説明を申し上げます。

報告第7号「平成30年度若狭町一般会計予算継続費精算の報告について」、地方自

治法施行令第145条第2項の規定により、また、報告第8号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計継続費精算の報告について」、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。

報告第9号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また、報告第10号「平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものでございます。

以上、報告事項の提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第7 承認第3号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第7、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして御説明を申し上げます。

本件につきましては、若狭町立上中中学校損害賠償請求に係る訴訟により、福井地方裁判所の判決に関して、7月11日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げるものであります。

以上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

上程中の議案に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第8 認定第1号及び日程第9 認定第2号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第8、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第9、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして説明を申し上げます。

まず、認定第1号及び認定第2号は、いずれも平成30年度一般会計を初めとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものでございます。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略させていただき、私からは決算の概要について御説明を申し上げます。

まず、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

平成30年度若狭町一般会計歳入歳出決算でございますが、詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りいたしました決算書をごらんいただきたいと思います。

一般会計における歳入決算総額は109億1,824万3,000円となりました。歳出決算総額は103億2,539万円となり、歳入歳出の差し引きは5億9,285

万3,000円となりました。

次に、11会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、若狭町国民健康保険特別会計、若狭町後期高齢者医療特別会計、若狭町直営診療所特別会計、若狭町介護保険特別会計といった町民の皆様の健康にかかわる4つの特別会計につきましては、いずれの会計も、保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、若狭町簡易水道事業特別会計、若狭町農業集落排水処理事業特別会計、若狭町漁業集落排水処理事業特別会計、若狭町公共下水道事業特別会計といった上下水道関係の4つの特別会計につきましては、適切な維持管理に努め、運営を図ることができたと考えております。

また、若狭町農業者労働災害共済事業特別会計では、平成30年度につきましては、農作業中の事故、5件に対しまして医療共済金をお支払いいたしました。

若狭町営住宅等特別会計では、町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、住宅困窮者やUターン・Iターン者などへの居住場所の提供を行いました。

最後に、若狭町土地開発事業特別会計につきましては、天徳寺及び上瀬の住宅団地を中心に分譲をさせていただいております。

続いて、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」説明を申し上げます。

初めに、平成30年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億7,192万7,000円、収益的支出が1億7,629万8,000円となり、437万1,000円の損失となりました。

資本的収支では、9,030万3,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

次に、平成30年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が2,491万8,000円、収益的支出が3,388万6,000円となり、896万8,000円の損失となりました。

資本的収支では、国、県などの補助金を財源に河内川ダムの負担金を支出しております。

最後に、平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算であります。収益的収支の状況は、総収益4億6,900万8,000円、総費用5億6,520万6,000円で、当年度は9,619万8,000円の損失となっております。

資本的収支では、診療所の改修工事などを実施し、不足する額1,655万9,000円は、減債積立金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上、認定第1号及び認定第2号につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。

若狭町監査委員、増井文雄君。

○監査委員（増井文雄君）

平成30年度決算審査監査委員報告書

ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成30年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の平成30年度若狭町一般会計及び国民健康保険会計など11の特別会計並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の小林監査委員と6月から8月にかけて慎重に審査をさせていただき、お手元に配付のとおり意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので省略させていただきます。

決算審査に当たりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

1つ目に、予算が適正に執行され、効率的な財政運営が行われているか、2つ目に、財務に関する事務が適正に処理され、財産は適切に維持管理されているか、3つ目に、これらが町民の福祉の向上に寄与しているかという点であります。

これらを確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して、慎重に審査を行った次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額は109億1,824万3,000円、歳出総額は103億2,539万円となっており、前年度と比べますと、歳入では5億2,604万7,000円、4.6%の減少、歳出では4億7,648万1,000円、4.4%の減少となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億9,285万3,000円となっており、このうち翌年度へ繰り越すべき財源6,281万1,000円を除いた実質収支は5億3,004万2,000円の黒字であり、財政調整基金の取り崩し等を考慮した実質単年度収支においても、2億1,180万円の黒字であり

ます。

これは、歳入において、固定資産税の評価替え、普通交付税の算定替えで減収となったものの、財産収入、ふるさと納税の増額、歳出では、人件費や物件費など消費的経費の減額によるものと考えられます。

次に、財政運営の状況であります。財政力指数は0.339となっており、収入財源の65%が地方交付税や町債、国や県の支出金などに依存した内容となっております。

また、今年度の実質公債費比率は15.3%と前年と同じ比率であり、地方債許可団体に移行する目安とされる18%の基準値以内となっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります。経常収支比率は、88.9%と対前年比では0.9ポイント低くなっておりますが、依然として財政の硬直化の傾向がうかがえます。

今後においても、各指数の変動を念頭に置き、将来の財政を見据え歳出抑制の強化を図るとともに、歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下については、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入の状況であります。収入済額が109億1,824万円であり、調定額に対する収納率は99.77%であります。156万円の不納欠損処理を行っておりますが、収入未済額は2,390万円となっております。

収納対策については、厳しい財政状況の中において、自己財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点においても課税対象者の的確な把握と滞納実態に応じた厳しい対策を講じるなど、最善の努力をされることを望むものであります。

特に昨年庁内に設置された滞納整理連携会議の運用に期待するとともに、収入未済額における長期化した滞納繰越分の徴収は、年月がたつほど困難となることを考慮し、徴収率向上のための効率的な対策を収納担当部署と協働し、関係課の連携を強化して、収入未済額の徴収に当たっていただきたいと思っております。

今後においては、債務者個々の状況に応じたきめ細かな対応を粘り強く行い、新たな滞納の未然防止に努められるよう要望するものであります。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は103億2,539万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費等を初めとする消費的経費は60億4,882万円で、歳出額全体の58.6%を占めております。

また、投資的経費は11億8,774万円で、対前年度比37%の減少となっておりますが、この要因は、平成29年度からの上中中学校の校舎及び体育館の大規模改造工

事を初め、三方グラウンド改修工事、災害復旧工事及び三方スマートインターチェンジ整備事業の完了によるものであります。

公債費その他は30億8,883万円で、歳出額全体の29.9%となっております。今後の公債費の増加抑制のため、普通建設事業の実施に当たっては、事業の緊急性や投資効果を十分に考慮するとともに、消費的経費である物件費、維持補修費等の経常経費につきましても、将来を見据えた財政の健全化に向けた一層の削減努力を希望するところであります。

以上、全般では歳入、歳出のバランスはとれているものの、今後とも地方交付税など、依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、自主財源の確保に努めつつ、慎重に将来の財政計画を立て、行財政改革プランに沿った計画的な財政運営が進められることを強く要望いたします。

次に、基金の状況であります。平成30年度末では総額が25億1,932万円となっており、基金全体では、前年度末より7,753万円の減少となっております。

その中において、財政調整基金では、全体的な財源不足を補うための取り崩しを1億1,500万円行ったものの、3億4,000万円を新たに積み立てたことにより、平成30年度末の残高は9億4,412万円となっております。

財政調整基金を初めとする各種基金の今後の取り崩しにつきましては、将来の財政運営を考慮して、慎重かつ計画的に行っていただきたいと思っております。

次に、財産の状況であります。町が所有する土地、建物の平成30年度末の財産所有面積は138万平方メートルとなっております。処分可能な町有財産については、有効活用や公売等を行うことによって、歳入の確保と管理経費の削減が図られるものと考えられますので、今後も財産の処分を積極的に進めていただくことを要望いたします。

次に、町債の現在高であります。総額180億1,422万円となっており、前年度に対し8億3,768万円の減少となっております。これは、元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。

今後においても、将来の財政負担となる町債は、計画的な事業の実施により発行額を調整し、残高を減らす取り組みを継続していただきたいと思っております。

以上、一般会計における財政状況の概要を申し上げましたが、人口減少と少子高齢化が一段と進む中、今後も扶助費、維持補修費などの消費的経費が増加するものと考えられ、財政運営は厳しさを増していくものと思われま。

町民が安心して生活できる町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して、町民と向き合い、

地域の実情や声を十分に生かし、効果的な事業の立案と実施を願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は国民健康保険会計を初めとする11の会計があります。各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

それぞれの会計について、意見の一端を述べますと、国民健康保険特別会計においては、平成30年度から国民健康保険制度が改正され、県が財政運営の責任主体となったため、予算規模は縮小されています。その中においても、歳出の大きな割合を占めているのが保険給付費であります。

今後とも、医療費の適正化に向けた特定健診などの健診受診率のさらなる向上を図り、国民健康保険加入者の疾患別受診状況を初めとする各種データの綿密な分析に基づいた効率的な保健指導や健康づくり教室などを開催し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努め、住民の健康づくりを推進していただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、高齢化社会の進行などによる医療費の増大に対し、安定した保険運営が継続して行われるよう、老人保険制度にかわる医療保険として開始されたものであります。本会計でも保険給付が増大していくことが予想されるため、加入者の健康管理や医療機関の適正受診の指導などに努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、平成24年度の診療所再開以来、収支のバランスもとれ順調に推移しております。今後は、住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と病診連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐことなどによる医療費抑制に努力を願うものであります。

介護保険特別会計については、保険給付費が今後も増大することが予想されることから、これまで以上に介護予防を推進し、財源の確保など安定的な介護保険事業勘定会計の運用を願うものであります。

簡易水道特別会計については、12地区の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されております。今後は、施設の老朽化に伴う使用料の見直しも考慮に入れた予算立ても検討する必要があると考えます。経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計では、農業者労働者に対する共済制度であり、町全体で516戸が共済に加入されています。

加入者は年々減少傾向となっておりますが、不測の農作業事故に対処するために、引き続き制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただき

たいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17カ所の施設が稼働しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。今後も引き続き各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに、施設の統合を含めた効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室が対象となっており、会計収支は736万円が歳入歳出差引残額となっております。今後も引き続き適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発事業特別会計では、現在分譲中の天徳寺住宅団地及び上瀬住宅団地を初め、町有地の早期売却に向けたPR活動を積極的に進めることとあわせ、不動産事業者との連携を密にした販売促進に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中診療所事業とも公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。給水人口は前年度比135人の減少となったものの、年間給水量では約3万立方メートルの増加となっております。

会計収支から見ると、当年度は、料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から、営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた437万円が純損失となっております。漏水調査の実施など、有効率の向上に努めるとともに、今後は、将来の水源計画、施設整備を見据えながら、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しておりますが、契約水量は1日当たり665立方メートルであり、大口の給水契約企業の閉鎖が要因で、現在の契約水量となっております。

会計収支から見ても、総収益から総費用を差し引いた897万円が純損失となっております。今後も受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダムの水源利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

次に、上中診療所事業についてであります。平成28年4月より、病院から一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。

会計収支は、総収益4億6,901万円に対して総費用5億6,521万円で、9,620万円の純損失であります。医業収益に対する給与費の割合が98.5%を占める

など、医療費抑制政策や医師の確保や看護師の不足など、医療を取り巻く厳しい環境も影響し、1,768万円の資金不足を計上するなど、厳しい経営となっております。

町では、保健・福祉・医療の一体化を目指した施設の展開が取り組まれておりますが、今後の上中診療所のあり方について、早急な検討と方向性を示す段階にあると感じたところであります。そして、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

以上、それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として、「最少の経費で最大の効果」を念頭に、いずれも正確かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。

しかし、税を初め保険料や使用料等の収入未済額があり、各担当部署において収納努力がなされているものの、特別会計の多くはこれらを主な財源として運営されており、公平負担の原則に基づき、収納体制の強化等により滞納の縮減に努めていただきたいと思います。

特に自治体の債権にはさまざまな性質があり、町税のような公法上の債権や使用料など私法上の債権もあるため、それぞれの性質に応じた徴収や不納欠損抑制の方法を十分に調査研究して、町民に説明できる基準を整備されるよう希望するものであります。

また、今後の人口減少に伴う税収への影響や地方交付税の減額など、歳入の根幹をなす財源が減少することが明らかであります。

事業の実施に当たっては、複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉える必要があります。

特に人口減少対策として策定した若狭町総合戦略に基づく交流人口及び関係人口の拡大や定住促進を確実なものとするため、各課の事業をより連携させ民間活力を有効に導入し、先進的な事業の選択や効率的な行政運営に取り組まれることを希望するものであります。

また、昨年からの検討が行われた学校及び保育所の今後のあり方を検討する委員会から出された答申をもとに、町の考え方を早急にまとめ町民に情報を丁寧に伝え、実施に移していくことが重要であると考えます。

一方で、社会保障費の増大や水道施設、下水道施設の老朽化に伴う財政負担も増大することも想定し、今後の財政運営をしっかりと見据える必要があります。

行財政改革プランを着実に実行するとともに、将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営のもと、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

以上、平成30年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査に関し

て、本意見書を十分お目通しいただき、各会計決算の認定に対し妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

令和元年8月30日、若狭町監査委員 増井文雄  
以上です。

○議長（島津秀樹君）

監査委員の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よってただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時08分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

～日程第10 認定第39号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第10、議案第39号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第39号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、上中中学校損害賠償請求事件の判決内容に鑑み、町長、副町長及び教育長の給料の額を減額する措置を講ずるため、この案を提出するものであります。

十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

上程中の議案に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第39号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。よって本案は、原案のとおり可決されました

～日程第11 議案第40号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第11、議案第40号「工事請負契約の締結について（令和元年度 若狭町音声告知放送システム更新事業）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第40号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、音声告知放送システムの更新工事をさせていただくもので、去る8月7日に公募型プロポーザル審査により業者選定をいたしましたので、工事請負契約を締結いた

したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

上程中の議案に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第40号「工事請負契約の締結について（令和元年度 若狭町音声告知放送システム更新事業）」に賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって本案は、原案のとおり可決されました

～日程第12 議案第41号から日程第14 議案第43号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第12、議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」から日程第14、議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第41号から議案第43号の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」であります。本案は、

住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第42号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。本案は、幼児教育及び保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」であります。本案は、水道法の改正により、指定給水設置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、更新制が導入されることなどに伴い条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

以上、3議案につきまして説明申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって議題となっております3議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第15 議案第44号から日程第27 議案第56号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第15、議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から日程第27、議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの13議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第44号から議案第56号までの13議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,762万円を追加し、予算の総額を100億7,918万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、企画一般管理事業に393万3,000円、財政調整基金の積立金に2億7,023万6,000円など、合わせて3億284万2,000円を計上いたしました。

民生費では、障害者介護給付事業に241万7,000円、保育所総務管理事業に291万5,000円など、合わせて1,228万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、医療費適正化等推進事業に400万円、一般廃棄物処理施設運営事業に210万6,000円、合わせて610万6,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に200万円、林道維持費に400万円、林道点検診断事業に150万円、治山事業費に305万6,000円など、合わせて1,122万3,000円を計上いたしました。

商工費では、企業誘致促進事業に3,000万円、小規模キャッシュレス決済推進事業につきましては、国の対応によりまして80万円の減額など、合わせて2,971万1,000円を計上しております。

土木費では、除雪対策事業に8,649万4,000円、道路維持修繕事業に2,000万円、急傾斜地崩壊対策事業負担金に890万円など、合わせて1億2,119万4,000円を計上させていただきました。

また、消防費では、消防費事業に174万6,000円を計上、そして、教育費では、中学校教育振興事業に110万5,000円、文化財保護事業に66万円を計上するなど、合わせて223万8,000円を計上いたしました。

歳入では、平成30年度の決算に基づき、繰越金を4億2,904万2,000円増額するのを初め、普通交付税の交付決定により地方交付税が5,929万1,000円の増額、国庫支出金が328万8,000円の増額、県支出金が2,723万円の増額、繰入金が3,000万円の増額、町債が7,074万2,000円の減額などとなっております。

次に、議案第45号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ593万6,000円を追加し、予算の総額を18億3,034万3,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、平成30年度事業の精算による国などへの返還金に581万5,000円などを計上させていただいております。

次に、議案第46号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万4,000円を追加し、予算の総額を1億9,087万1,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上させていただきました。

次に、議案第47号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ293万5,000円を追加し、予算の総額を9,722万5,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立293万5,000円を計上させていただきました。

次に、議案第48号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,278万4,000円を追加し、予算の総額を19億7,364万1,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立2,157万5,000円、平成30年度事業の精算による国及び県への返還金に3,061万5,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第49号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,224万1,000円を追加し、予算の総額を1億9,143万4,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立3,049万5,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第50号「令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万7,000円を追加し、予算の総額を199万4,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立34万7,000円を計上させていただきました。

次に、議案第51号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の財源振替をするものであります。

次に、議案第52号「令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第

1号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万6,000円を追加し、予算の総額を3,837万2,000円とするものであります。

歳出では、施設修繕費などを計上させていただきました。

次に、議案第53号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の財源振替をするものであります。

次に、議案第54号「令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ735万5,000円を追加し、予算の総額を4,109万9,000円とするものであります。

歳出では、町営住宅の修繕費用に185万5,000円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立550万円などを計上させていただきました。

次に、議案第55号「令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,343万9,000円を追加し、予算の総額を6,871万7,000円とするものであります。

歳出では、住宅団地造成費に630万円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立713万9,000円を計上させていただきました。

次に、議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。まず、収益的支出におきまして、営業費用の受託工事費を613万8,000円増額するものであります。

以上、13議案につきまして説明を申し上げます。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の13議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております13議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております13議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第28 陳情第1号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第28、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」を議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

お諮りします。議案審査のため、あす31日から9月2日までの3日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、あす31日から9月2日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時29分 散会）